

町政懇談会資料

中間貯蔵施設計画の経過

国は、東京電力福島第一原子力発電所の事故で放出・拡散された放射性物質で汚染された土壌や草木、がれき、そして除染等により発生した廃棄物を、設置を計画している中間貯蔵施設に、30年間保存した後に、最終処分場に移すという計画方針を打ち出しています。

福島県内で発生したこういった廃棄物を双葉町、大熊町、楢葉町で引き受けるという方針案と候補地を国は公表しました。

福島県は、事前調査の受け入れを表明。

双葉町としては、環境省に対し幾度か国の方針の疑問点についての回答を求めましたが、満足する回答が得られていないため、事前調査は認めていません。

町の将来、復興計画作成に際して中間貯蔵施設の及ぼす影響は計り知れません。

町政懇談会資料

町役場内では、中間貯蔵施設に関する検討委員会を立ち上げています。

中間貯蔵施設についての、国の方針や計画の内容について、国と意見交換を行うと同時に、町にとっての役割や影響なども議論を行ってまいります。受け入れを前提としたものではありません。

双葉町内でも復興のための除染や復旧作業が始まれば、仮置場や貯蔵施設が必ず必要になります。

そういった事柄を踏まえて、効率的な施策のための意見交換を続けていくためのものです。

中間貯蔵施設の町内候補地事前調査についても、住民の皆さんの意見を十分にお聞きした上で判断すべきものと考えておりますので、多くの皆さんの意見を求めてまいります。

平成 24 年 11 月 16 日

環境省水・大気環境局
局長 小林 正明様

福島県双葉町
町長 井戸川 克隆



中間貯蔵施設の現地調査に係る質問事項について

当町で、これまで問題として出している件について、未だ何も明確な回答がありません。

中間貯蔵施設の現地調査の説明を受ける前に、次の点を明らかにしていただきたい。

1. 事故の責任がないのに、なぜ双葉町が受け入れなければならないのか。理由を立証すること。
2. 東電の無主物の考えに納得できない、誰が事故の責任を取るのか。
3. 最終処分場はどのようになっているのか。同時進行で実施すること。
4. 双葉郡内のバランスが良くない。
5. 賠償が片付いていないのに片方だけを進めるのはおかしい。
6. 30 年後の姿を図絵に示すこと。
7. 双葉町を人の住めない町にできない。
8. 双葉町がこの事故で苦しんでいることをどう思っているのか。

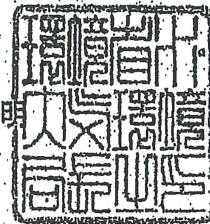
以 上

平成 24 年 11 月 21 日

福島県双葉町長 井戸川 克隆 様

環境省水・大気環境局長

小林 正明



中間貯蔵施設の現地調査に係る質問事項について（回答）

平成 24 年 11 月 16 日付けで送付された標記の件について、別紙のとおり回答
します。



(別紙)

双葉町長の間接貯蔵施設の現地調査に係る質問事項についての回答

1. 事故の責任がないのに、なぜ双葉町が受け入れなければならないのか。理由を立証すること。

高濃度の除去土壌等が大量に発生する地域になるべく近いこと等の理由から、双葉地方の3町に設置のお願いをしているところです。線量の高い地域で発生したものを線量の低い地域に運び込むことは、困難であると考えています。

結果として、最もご苦勞されている地域に除去土壌等を搬入することになり、大変心苦しいですが、福島復興を推進するためには、中間貯蔵施設の設置が必要不可欠であるので、御理解をいただきますようお願いいたします。

一方で、双葉町の復興の道を閉ざすことがないように、時間がかかることとなりますが、双葉町の将来計画について、政府としては復興庁を始めとし関係省庁と連携を取りながら、環境省としても最後まで実現に向けて全力を挙げて取り組む所存です。

2. 東電の無主物の考えに納得できない、誰が事故の責任を取るのか。

事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関しては、東京電力が一義的な責任を負っているとともに、国も、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っています。これに鑑みて、国の責任で対策を講じ、それに要した費用はすべて東京電力に求償することとしています。なお、このことは、放射性物質汚染対処特措法の中に明記されています。

3. 最終処分場はどのようなになっているのか。同時進行で実施すること。

除染に伴って排出される土壌や廃棄物には、濃度の高いものが含まれ、またその量が膨大であることから、最終処分の方法について現時点で明らかにしたいと考えており、まずは、除染の進捗状況や減容化技術の開発状況等を踏まえて、ある程度時間を掛けて検討していくことが必要です。

そのため、当面は、中間貯蔵施設の調査等と並行して、併設する研究施設の基本構想の策定、設置場所の検討・調整、整備を進めていく予定です。

また、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する旨を、福

島復興再生基本方針（閣議決定）で明記するとともに、この担保を更に強めるため、法制化することとしています。

4. 双葉郡内のバランスが良くない。

- ① 各地から除染土壌や指定廃棄物等効率的に搬入するため、これらが高濃度・大量に発生する地域になるべく近いこと
- ② 除染に伴う土壌や廃棄物の搬入、分別、減容化、貯蔵等に必要な敷地面積を確保すること
- ③ 主要幹線道路（国道6号線、常磐道）へのアクセスが用意であること
- ④ 地震や津波、地滑りなどの自然災害に備えるため、断層や浸水域、地滑り地、軟弱地盤を避けること
- ⑤ 河川の流れの変更等を最小限とすること
- ⑥ 設置自治体の負担を軽減することや搬入車両による交通渋滞を防止すること

という点、さらに、山側は排水処理施設の整備が大規模になるとともに、影響範囲も拡大するため、海沿いの地域を選定することとしたことから、設置候補地として、双葉町の福島第一原子力発電所北側、大熊町の福島第一原子力発電所南側、楢葉町の福島第二原子力発電所南側を選定いたしました。

これら3町の中から、以下の要件を考慮し調査候補地を選定したところであり、御理解いただきますようお願いします。

- ① 谷地形や台地・丘陵地などの原地形の有効活用
- ② 既存施設の利活用
- ③ 防災にも資する箇所の活用

5. 賠償が片付いていないのに片方だけを進めるのはおかしい。

福島県内の除染を一刻でも早く進め、復旧・復興の目途をつけるためにも、中間貯蔵施設の設置は不可欠であると考えており、議論を進めていくことが必要と考えております。

一方で、賠償については、本年7月24日に東京電力株式会社が「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を取りまとめ、貴町において、本年8月23日から9月10日までこれに係る住民説明会が開催されたと聞いているところです。今後、これらの中で中心的な位置付けである宅地に係る財物賠償が実際に行われていくものと認識しています。また、農地や山林の賠償を始めとした残された論点についても、順次、議論が進んでいくものと認識しています。

6. 30年後の姿を図絵に示すこと。

除染に伴って排出される土壌や廃棄物には、濃度の高いものが含まれ、またその量が膨大であることから、最終処分の方法について現時点で明らかにしたいと考えております。このため、まずは、除染の進捗状況や減容化技術の開発状況等を踏まえて、ある程度時間を掛けてそれを検討していくことが必要です。

また、この検討と併せて、中間貯蔵施設の廃止や跡地利用の在り方等についても地元の皆さまとよく相談して検討を進めていきたいと考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

7. 双葉町を人の住めない町にできない。

中間貯蔵施設については、街の復興計画との関係を踏まえ、街の復興に資するよう、地元の皆様とよく御相談させていただきたいと考えております。

中間貯蔵施設の整備に当たっては、徹底的な除染を行った上で工事を行うこととなりますので、施設敷地においては、むしろ、放射線量が下がることになると考えます。

もちろん、中間貯蔵施設について、様々な機会を活用して丁寧に説明を行うとともに、必要な情報を広く積極的に発信し、風評被害の未然防止にも努めてまいります。

さらに施設の建設及び維持管理に当たっては、当該施設による環境影響・安全性評価等を行い、その結果に応じた適切な措置を行ってまいります。中間貯蔵施設の設置場所周辺への影響をできる限り少なくしてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

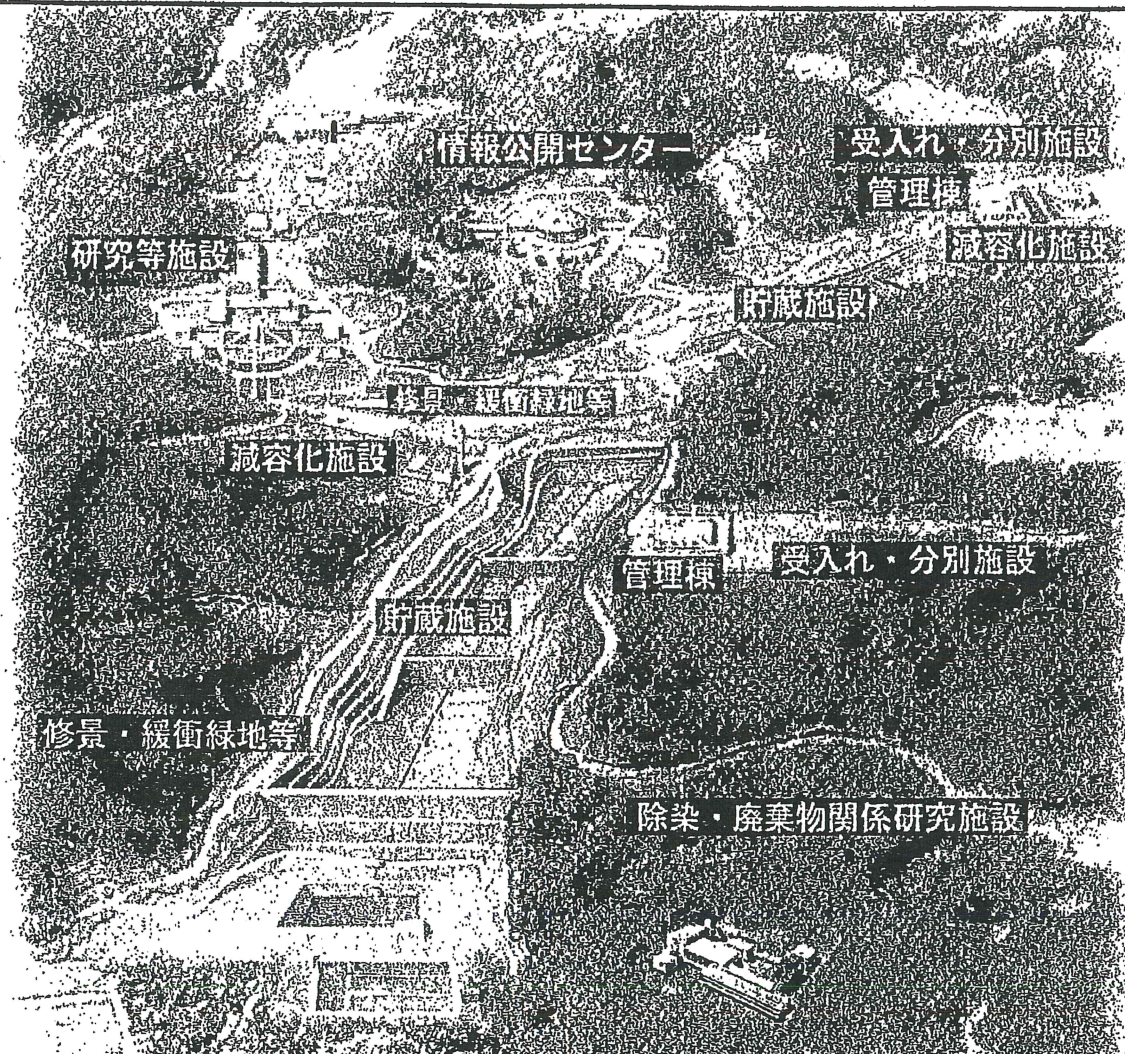
8. 双葉町がこの事故で苦しんでいることをどう思っているのか。

双葉町の皆様におかれましては、事故に伴う避難が長期に及び、今後の復旧・復興等についても大変な御負担・御心配をお掛けしているところであり中間貯蔵施設というあらたな御負担をお掛けすることは大変心苦しいと考えております。

しかしながら、福島県内の除染を一刻でも早く進め、復旧・復興の目途をつけるためにも、中間貯蔵施設の設置は不可欠であると考えており、御理解をいただきますようお願いいたします。

(参考)

中間貯蔵施設のイメージ図(貯蔵前)



※本イメージ図は現時点で想定される施設・構造の例を示したものであり、実際の施設・構造は変わりうるものです。



FAX 送信票

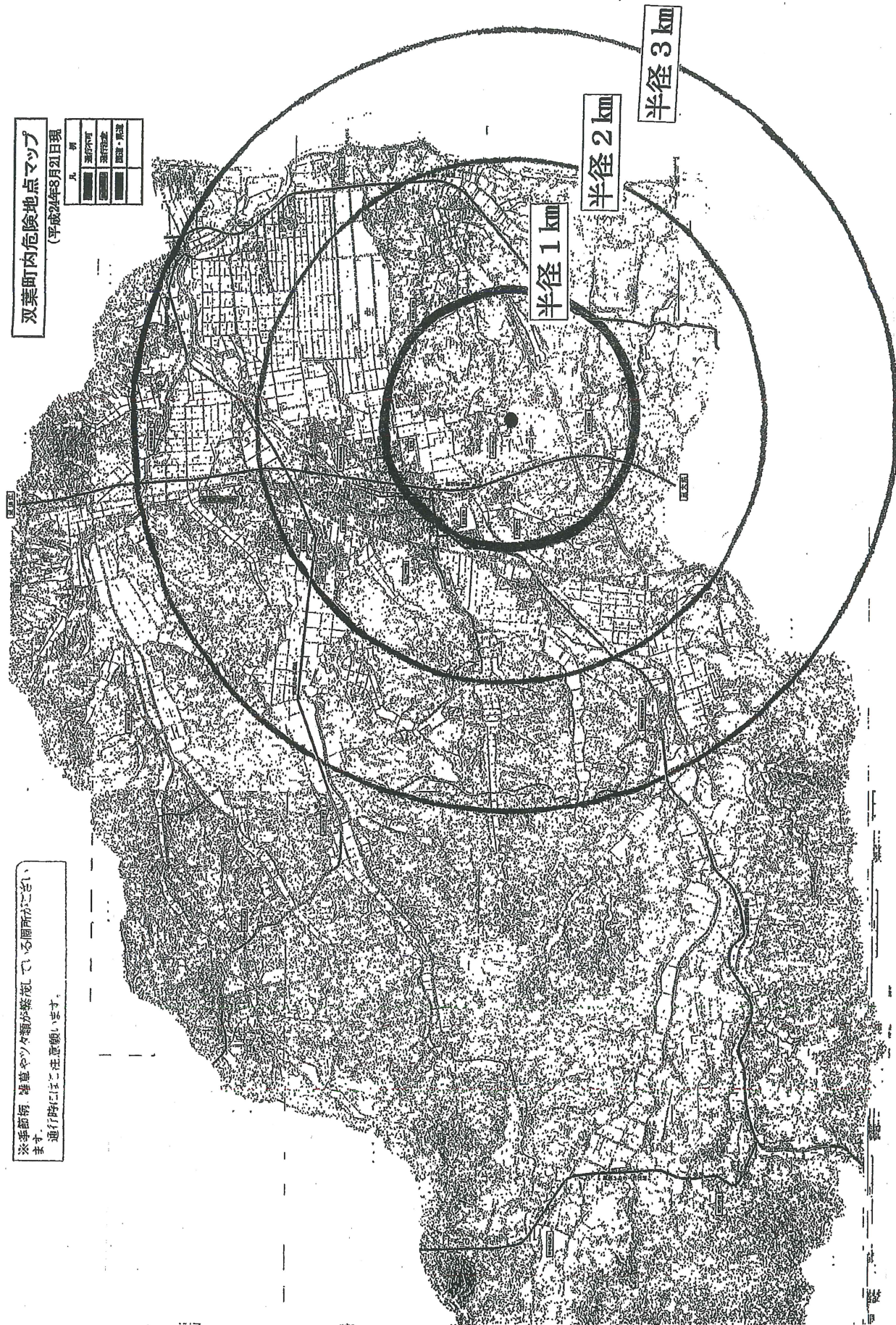
(送付枚数：本票を除き A4 〇 枚)

送付先	双葉町	様
発信元	環境省 水・大気環境局中間貯蔵施設チーム TEL 03-3581-3351 (内線 7543) FAX 03-3581-3505	
件名	中間貯蔵施設の調査にかかる予算の款項目節について	
連絡事項	次のとおりお知らせ よろしくお取り計らい願います。 記 東日本大震災復興特別会計 (項) 環境保全復興政策費 (大項目) 放射性物質除去土壌等の管理に必要な経費 (中項目) 廃棄物対策推進費 (小項目) 中間貯蔵施設検討・整備事業 (目) 放射性物質除去土壌等管理調査費	

双葉町内危険地点マップ

(平成24年8月21日現)

凡	例
■	通行止め
■	通行可能
■	通行可能
■	通行可能



※季節節制、雑草やツタ類が繁茂している箇所がございます。
通行時にはご注意ください。